

## 季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた。しかし、政府は2004年度から現行の「冬期雇用安定奨励金制度」、「冬期技能講習助成給付金制度」について大幅な見直しを行うとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしている。

国は、「政策効果が上がっていない」ことを廃止の理由に上げているが、国の季節労働者冬期援護制度のもとで、制度発足当初は約30万人を数えた季節労働者は今約16万人となり、建設業における通年雇用化が進んで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきた。同時に、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1～3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、東北各県と比較しても際立っている。したがって、相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ない現状である。

とりわけ北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増している。

こうした中で、政府が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかである。国は、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきであり、冬期間の雇用の拡大をはじめ、雇用対策を強化する責任がある。

よって、国においては、下記事項について実現を図るよう強く要望する。

### 記

- 1 季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すること。
- 2 発注する公共事業において、冬期間の季節労働者の雇用拡大を図るとともに、夏場についても地元業者が受注できる仕事を増やして雇用対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月13日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
農林水産大臣

宛

## 季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた。しかし、政府は2004年度から現行の「冬期雇用安定奨励金制度」、「冬期技能講習助成給付金制度」について大幅な見直しを行うとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしている。

国は、「政策効果が上がっていない」ことを廃止の理由に上げているが、国の季節労働者冬期援護制度のもとで、制度発足当初は約30万人を数えた季節労働者は今約16万人となり、建設業における通年雇用化が進んで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきた。同時に、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1～3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、東北各県と比較しても際立っている。したがって、相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ない現状である。

とりわけ北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増している。

こうした中で、政府が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかである。

よって、北海道においては、下記事項について実現を図るよう強く要望する。

### 記

- 1 国に対し、季節労働者冬期援護制度の存続・充実を求ること。
- 2 国の発注する公共工事において、冬期間の雇用拡大を図り、夏場についても地元業者が受注できる仕事を増やすなど雇用対策の強化を求ること。
- 3 北海道として抜本的な季節労働者対策を強化すること。
- 4 市町村の行う季節労働者対策の事業に財政的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月13日

釧路市議会

北海道知事 宛